

一般社団法人
日本セーフティパドリング協会
規程集

2026 年 7 月 6 日改正

一般社団法人

日本セーフティパドリング協会
Japan Safe Paddling Association

目次

＜定款施行細則＞	3
＜理事会規程＞	4
＜委員会規程＞	6
＜部会設置等規程＞	9
＜正会員規程＞	10
＜公認スクール規程＞	11
＜代表者研修規程＞	16
＜一般会員規程＞	17
＜準会員規程＞	21
＜賛助会員規程＞	24
＜会友規程＞	26
＜会費規程＞	28
＜主催規程＞	30
＜後援規程＞	32
＜検定会規程＞	34
＜検定員規程＞	36
＜公認プログラム規程＞	39
＜アシスタント規程＞	40
＜報酬および旅費規程＞	42
＜マーク規程＞	44
＜弔慰見舞金規程＞	46
＜基金取扱規程＞	49
＜事務局規程＞	51
＜事故対応規程＞	53
＜会計処理規程＞	54

＜定款施行細則＞

2017年 3月15日 制定

2022年 3月 9日 改正

第1条 この細則は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第57条に基づきこれを定める。

第2条 定款第51条にいう、専門委員会については委員会規程による。

第3条 定款第5条にいう、正会員とは、正会員規程による。

第4条 定款第5条にいう、一般会員とは、一般会員規程による。

第5条 定款第5条にいう、準会員とは、準会員規程による。

第6条 定款第5条にいう、賛助会員とは、賛助会員規程による。

第7条 定款第8条により退会届けを代表理事に提出した会員は、定款第7条の規程にかかわらず、別に定める会友規程により会友となることができる。

第8条 定款第4条1項④にいう公認とは、別に定めるスクール規程により、理事会の承認をうけたものをいう。

第9条 この細則に基づく各規程は、理事会の議決により定める。

第10条 各規程記載の「認定」「公認」とは、その条項に示す条件を必要最低限度満たしていることを認めることである。

第11条 各規程記載の「ガイドライン」とは、その条項に示す要件を詳しく説明し、運用の手引きとして活用できる。
各専門委員会が作成し、理事会の議決により定める。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。
この規程は、2022年3月9日より施行する。

＜理事会規程＞

2017年 3月15日 制定

2018年11月18日 改正

2019年 1月23日 改正

2022年 3月 9日 改正

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下「協会」という）理事会における審議および決議の方法等について定めるものである。

第2条(理事会の構成)

すべての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する責務を負う。

第3条(理事会の職務)

- 1 理事会は、協会の重要な業務執行を意思決定し、代表理事その他の理事の職務執行を監督し、代表理事の選定および解職を行う。
- 2 理事会は、3ヶ月に1回以上、代表理事又は業務執行理事から業務執行の状況につき報告を受ける。

第4条(決議事項)

- 1 理事会の決議事項は次のとおりとする。
 - ① 社員総会の開催日時、場所および目的事項の決定
 - ② 規則および規程の制定、廃止および変更に関する事項
 - ③ 重要な業務執行に関する事項
 - ④ 理事の職務の監督
 - ⑤ 代表理事の選定および解職
 - ⑥ 組織および人事に関する事項
 - ⑦ 財産・財務に関する事項
 - ⑧ 事務所の運営に関する事項
- 2 前項の規程にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

第5条(審議および決議)

- 1 理事会の決議は決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規程にかかわらず、理事が理事の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第6条(理事以外の出席)

- 1 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事および監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

第7条(議事録)

議長の指名する者は、審議の経過の要領および結果ならびに出席した理事および監事の氏名を議事録に記録しなければならない。

第8条(理事の選任)

1(理事の選出)

- ・代表理事は、既存理事の任期が終了する3か月前に、理事改選の告知を行う。
- ・告知後、理事会は自薦および他薦により候補者を受け付け、その候補者の中から社員総会に諮る理事候補者を、審議により選出する。
- ・理事の定員に空席があり、理事会が必要と認める場合は、理事の増員を行うことができる。増員する理事は、理事会で候補者を選出し、直近の社員総会において出席正会員の過半数の承認を必要とする。
- ・理事交代にあたり、新理事が社員総会で承認されるまでの間は、既存理事の任期を延長する。

2(監事の選出)

- ・監事は、理事会において選出する。

(規則の改正)

第9条(規則の改正)

本規則の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、2017年 3月15日より施行する。

この規程は、2018年11月18日より施行する。

この規程は、2019年 1月23日より施行する。

この規程は、2022年 3月 9日より施行する。

＜委員会規程＞

2017 年 3 月 15 日 制定
2018 年 1 月 16 日 改正
2022 年 3 月 9 日 改正
2024 年 2 月 28 日 改正
2025 年 3 月 6 日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第 10 章第 52 条 3 項に基づきこれを定める。

第 1 条(委員会と業務)

協会に次の専門委員会を置き、その業務を以下の通り定める

① 教育普及委員会

- ・安全なパドリング技術および指導法の研究に関する事項
- ・会員の検定に関する事項
- ・会員の研修に関する事項
- ・共通プログラムに関する事項

② 安全対策委員会

- ・スクール、指導、ガイドを実施する会社、団体、組織の公認および運営に関する事項
- ・パドリングフィールドの調査に関する事項
- ・安全な用具の研究に関する事項
- ・事故防止対策の研究に関する事項
- ・運行規程策定に関する事項
- ・パドルスポーツ関連の事故に関する捜査協力

③ 広報委員会

- ・協会としておこなう事業の企画、実施に関する事項
- ・協会の広報および会員に関する情報活動
- ・協会発行のニューズレター等配布物の作成編集
- ・協会ホームページの作成編集に関する事項

④ 環境委員会

- ・パドリングフィールドの持続可能な利用に関する調査研究
- ・フィールド利用に関する諸規制の調査と会員への周知
- ・上記調査研究の成果に基づくフィールド利用に関するガイドラインの作成管理
- ・フィールドの持続可能な利用に関する情報の普及啓蒙

⑤ その他、定款第4条に定める事業を推進するために理事会が認めた場合は、専門委員会の他に部会を設けることができる。部会の運営は、専門委員会に準じて行う。

⑥ パドルフィッシング部会

- ・パドルフィッシングの安全性に関する研究
- ・パドルフィッシングの持続可能なフィールド利用に関する研究
- ・パドルフィッシング一般愛好者への安全啓蒙活動の企画・運営

第2条(委員長および委員)

- 1 委員会の委員長は、理事会において任命する。
- 2 委員会の委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員長ならびに委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第3条(招集および諮問)

委員会活動は、必要に応じて委員長が召集し、年間の事業計画に沿って活動する。また委員長は、委員以外の正会員、顧問の意見を聞くことができる。

第4条(報告と承認)

委員長は遂行業務の状況を理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

第5条(庶務会計)

庶務および会計は、各委員会において処理し、事務局長を経て理事会に報告する。

第6条(事業計画と予算立案)

各委員会は、事業年度終了の2ヶ月前までに翌年度年間の活動計画、および予算を立案し、担当理事を通じて理事会へ提出しなければならない。

第7条(その他)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は各委員会において別に定める。

附則

- 1 この規程は、2017年3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年1月16日より施行する。
- 3 この規程は、2022年3月 9日より施行する。
- 4 この規程は、2024年2月28日より施行する。
- 5 この規程は、2025年2月19日より施行する。

- 6 この規程は、2025年3月 6日より施行する。なお、2025年3月1日時点で協会の委員や部会メンバーになっているものは2027年3月31日までとする

＜部会設置等規程＞

2022 年 3 月 9 日 制定

第 1 条（総則）

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会における「部会等」の設置について定める

第 2 条（目的）

理事会は、定款第 3 条の目的を達成するために、委員会を横断する事案について専門組織を設置する必要を認めた場合に、「部会等」を設置することができる

第 3 条（設置の発議）

「部会等」設置の発議は、委員会委員長、理事が 3 役と調整の上随時行うことができる。

第 4 条（設置）

「部会等」設置にあたり、発議者はその目的、事業内容、到達目標、予算規模、事業概要等を記載した「部会等設置届」を理事会（業務執行理事）に提出し、設置の承認を得るものとする。

第 5 条（委嘱）

「部会等」の長（責任者）は、発議者と三役で協議の上決定し、代表理事が委嘱する。

第 6 条（監督）

業務執行理事は、理事会が設置した「部会等」の業務について、委員会に準じて監督する

第 7 条（名称）

「部会等」は、理事会の承認に基づき、「部会」「協議会」「連絡会」「調査会」など、事案に対応する名称を任意に用いることができる。

第 8 条（改廃）

この規程は、理事会の決議により改廃される。

付則 この規程は、2022 年 3 月 9 日より施行する

＜正会員規程＞

2017 年 3 月 15 日 制定

2022 年 3 月 9 日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第 2 章第 4 条 1 項④、および第 3 章第 5 条 1 項①に基づき、正会員を次のように定める。

第 1 条(資格)

正会員は、理事会で承認された指導員を公認スクール代表者とし、協会が規程する安全基準を満たし、理事会が承認した事業団体である。

第 2 条(認定) 正会員として認定されるには、公認スクール規程第 1 条、2 条、3 条の規程に沿って事業団体が公認スクール申請を行い、理事会で承認されたのち、正会員として認定する。

第 3 条(登録および細目) 公認スクールへの登録手続き、および諸規程については、公認スクール規程による。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

＜公認スクール規程＞

2017年 3月15日	制定
2017年 1月16日	改正
2018年11月18日	改正
2020年 2月 3日	改正
2022年 3月 9日	改正
2023年 4月 1日	改正
2024年 2月28日	改正
2024年 7月29日	改正
2026年 2月27日	改正
2026年 5月20日	改正
2026年 7月 6日	改正

この規程は、日本セーフティパドルリング協会（以下、協会という）定款施行細則第10条に基づき、カヌースクール、カヌー指導、およびカヌーガイドを実施する会社（SUP等パドルを使用するアクティビティを含む）、団体、組織の健全で安全な運営と資質の向上を図るため、これを定める。

第1条（公認スクール代表者（以下、代表者という）の資格）

公認スクール代表者の要件を以下に定める

- 一般会員として登録している者。又は当該過程のすべての単位を取得し、一般会員への入会手続き中である者
- 年齢は、申請年度4月1日現在、20歳以上とする
- 催行するパドルリングフィールドで対応しうる救急法講習を受講していること
- 技術、知識、品位、人格において優れていること
- 地域のルールに従い行動をしていること

第2条（設置基準）

公認スクールの設置基準を以下に定める。なお、設置基準の詳細はJSPA公認スクール関連ガイドライン内「新規開設申請ガイドライン」を参照のこと

① A公認スクール

- 代表者もしくは所属スタッフが活動該当艇種のアドバンストインストラクターの資格を所持している
- アドバンストインストラクターの合格基準に則した活動エリアを設定すること
- 河川での流水は、概ねクラス1の静流利用を原則とする
- 湖沼、海洋では、沈脱後、自力で岸に上がれる範囲のフィールド利用を原則とする

- ・ 状況の変化に対応し、概ね参加者 3 ～ 5 人に対して 1 人の指導者がつき、それ以上では適宜補助者がつくことを原則とする

※風波の影響の無い静水での活動時は、公認スクールが運行規程に定める安全を保てる指導者数とする。

- ・ 年間 60 日以上の催行可能日があること。

〈ガイド課程資格保持者〉

- ・ 該当するガイド課程の対応フィールドにおいて、制限を設けない。

② B 公認スクール

- ・ 代表者もしくは所属スタッフが活動該当艇種のベーシックインストラクターの資格を所持している
- ・ ベーシックインストラクターの合格基準に則した活動エリアを設定すること
- ・ 主催事業は、協会に提出した運行規程に定めた水域でのみで活動する。活動水域を追加する場合は、安全対策委員会の審査を受ける
- ・ 河川での流水は、クラス 1 未満の静水利用を原則とする
- ・ 風、波浪による影響が無く、退避可能な陸地に上陸可能な水域の利用を原則とする
- ・ 風、波浪、フィールドの状況変化を予測し、補助となる動力船を付けたり、SRP 講習を受けた補助者がつくことが望ましい
- ・ 参加者数に応じた指導者数を運行規程に設定すること
- ・ 年間 60 日以上の催行可能日があること

第 3 条（申請と審査）

申請者は、公認スクール関連ガイドライン「新規開設申請ガイドライン」に沿って申請し、認定審査を受け、理事会が承認することで協会が公認する。

ただし、協会が資格認定していないその他活動については、協会は関知しない。

第 4 条（会費）

- 1 年会費は、別に定める会費規程による。
- 2 1 月以降承認の新規公認スクールは、次年度の年会費を免除する。

第 5 条（公認期間）

公認スクールの公認期間は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第6条（更新）

公認スクールの継続を希望する代表者は、公認スクール関連ガイドライン「継続申請ガイドライン」に沿って申請し、認定審査を受け、理事会承認することで協会が公認する。

第7条（準備指導）

一般会員は、公認スクール申請の準備として、協会より指導または助言、申請に関わる書類を受けることができる。また、推薦者による書類の内容確認や指導のもと事業に即した書類の作成をすることができる。

第8条（利益）

協会の公認スクールとなることで、以下に記す権利を受ける

- ①社員総会の構成員と成り、議決権を有する。
- ②公認スクール代表者研修会の出席
- ③JSPA 保険（野外活動包括保険）への加入
- ④協会の顧問弁護士相談
- ⑤顧問税理士による、一般的な税務、経理相談
- ⑥認定証、バナーの授与
- ⑦スクール開設グッズの購入
- ⑧公認スクール合同広告の発行掲載
- ⑨共通プログラム実施規程に基づく、プログラム開催
- ⑩マーク規程に基づく、公認スクールの範囲でのマーク使用
- ⑪正会員の代表者、および所属する一般会員、準会員は、主催者責任を負う事業者、または従事者となる。

第9条（義務）

公認スクールは、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動する義務がある。

- ① 保険加入の義務
 - ・参加者が傷害保険に加入していること
 - ・賠償責任保険に加入していること
 - ・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上で十分な補償内容を満たしているもの
 - ② 運行規程の設置
 - ・中止基準を含めた運行規程を、書類として作成し遵守しなければならない
 - ・公認スクール内では、すべての者が共通に認識すること
 - ・催行しているアクティビティ全ての運行規程を作成することが望ましい
- ※別に定める「運行規程作成ガイドライン」参照

③ ログブックの保存

- ・活動後、その内容を記したログブックを保存しておくこと
- ※別に定める「運行規程作成ガイドライン」を参照

④ アシスタント規程に記す、アシスタント登録事務手続き

⑤ 代表者研修会への出席と更新講習の開催

2年に1回以上代表者研修会に出席し、そこで得た知見や技術を更新講習として所属スタッフにフィードバックをしなければならない。新規の公認スクールは最初の代表者研修会を1年目とする。

⑥ 報告の義務

公認スクール内で事故が発生した場合は、「JSPA 事故報告ガイドライン」に則り、事故速報を作成し事務局に提出すること。提出された事故速報は協会HP 正会員専用ページに公開され、事故防止に役立てることとする。

また、ヒヤリハットや実績の報告にも協力すること。

第10条（違反に対する罰則事項）

- 1 規程・ガイドライン違反を発見した会員は、理事会へ報告しなければならない。
- 2 理事会において調査、審議し、事実確認がなされた場合は改善勧告を出す。ただし、個人情報保護および報告者保護のため理事会は守秘義務を負う。
- 3 勧告を受けた公認スクールは、2週間以内に、勧告提出日より1ヶ月以内に改善する内容を記した、改善計画書を安全対策委員長へ提出すること。
- 4 協会は、改善計画にそった改善がなされないと判断した場合、社員総会の承認を経て公認資格を取り消す。

第11条（公認スクールの取り消し）

以下の要件に一つでも該当する場合、公認を取り消す。

- ①公認スクールおよびその代表者が、公認基準に満たなくなった場合
- ②協会の名誉を傷つけ、協会の目的に違反する行為があった場合
- ③代表者が、第9条⑤の代表者研修会出席を満たせなかった場合

第12条（退会）

退会する場合は、速やかに安全対策委員長へ通知すると共に、退会届けを提出する。

第13条（経過措置）

第1条の救急法講習の受講に関して、継続申請の公認スクールは2024年度から適用される

附則

1. この規程の、継続申請に於ける適用は、2018 年度継続申請からとする。2017 年度は移行期間とし、旧日本セーフティカヌーイング協会の規程を準用する。
2. この規程は、2017 年 3 月 15 日より施行する。
3. この規程は、2018 年 1 月 16 日より施行する。
4. この規程は、2018 年 11 月 18 日より施行する。
5. この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。
6. この規程は、2022 年 3 月 9 日より施行する。
7. この規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規程は、2024 年 2 月 28 日より施行する。なお、第 5 条（公認期間）の期間変更の際し、2024 年度は公認期間を 2024 年 1 月 1 日より 2025 年 3 月 31 日とする。また、第 9 条⑤で、継続している公認スクールに関しては 2024 年度代表者研修会を 1 年目とする。
9. この規程は、2024 年 8 月 1 日より施行する。
10. この規程は、2026 年 4 月 1 日より施行する。
11. この規程は、2026 年 5 月 20 日より施行する。
12. この規程は、2026 年 7 月 15 日より施行する。

＜代表者研修規程＞

2017年 3月15日 制定

2018年 1月16日 改正

2022年 3月 9日 改正

2024年 2月28日 改正

この規程は、公認スクール規程に基づき、公認スクール代表者（以下、代表者という）の資質の向上を図るため、これを定める。

第1条（目的）

協会は、安全なパドルスポーツの指導、指導者の育成指導と擁護、健全な事業運営の研究推進を図るため、この研修会を行う

第2条（実施）

この研修会は、理事会が担当し、毎年1回以上実施する

第3条（出席義務）

- 1 代表者は、この研修会に参加し、2年間で2単位以上の単位を取得すること。90分を1単位とする。
- 2 研修会を欠席する場合には、理由を付した書面を事務局に提出し、協会に登録している自団体のスタッフを代理で出席させることができる。その場合は代表者出席とみなされる。
- 3 代理人が一般会員の場合、正会員の更新単位が取得できる。

第4条（費用）

研修参加者は、研修会毎に定める所定の研修会費を納入しなければならない。

第5条（協会出席）

研修会には、安全対策委員会、代表理事、副代表理事、業務執行理事、監事、顧問が出席でき、それぞれ意見を述べることができる

附則

- 1 この規程は、2017年3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年1月16日より施行する。
- 3 この規程は、2022年3月 9日より施行する。
- 4 この規程は、2024年2月28日より施行する。

＜一般会員規程＞

2017年 3月15日 制定

2018年 1月16日 改正

2018年11月18日 改正

2019年 1月23日 改正

2020年 2月27日 改正

2022年 3月 9日 改正

2024年 3月 7日 改正

2026年 2月27日 改正

2026年 7月 6日 改正

この規程は、日本セーフティパドルリング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項②、および第3章第5条1項②に基づき、指導員（以下、一般会員という）を次のように定める
第1条（資格）

1. 一般会員は、指導者検定会（以下、検定会という）において、規程の単位を取得、協会が認めた者であり、パドルスポーツの技術・安全・ガイド指導等、必要最低限の資質を備え、認定後も精進し、信頼される質の高い指導者を志す者である。
2. 検定会における一般会員の資格・種目は次の通りとする。

		ベーシック課程		アドバンスト課程		ガイド課程		合計日数
		知識	技術	知識	技術			
認定資格名	種目	共通	各艇種	共通	各艇種	リバー課目	シー課目	
JSPA ベーシックインストラクター	シーカヤック	3 課 目	1 日					2 日
	シットオントップカヤック		1 日					2 日
	レクリエーションカヤック		1 日					2 日
	リバーカヤック	／	1 日					2 日
	カヌー	1	1 日					2 日
	SUP	日	1 日					2 日
JSPA アドバンストインストラクター	シーカヤック			6 課目 / 2 日	2 日			4 日
	シットオントップカヤック				2 日			4 日
	レクリエーションカヤック				2 日			4 日
	リバーカヤック				2 日			4 日
	カヌー				2 日			4 日
	SUP				2 日			4 日
JSPA アドバンストガイド	リバー			4 日		3 日		3 日
	シー						3 日	3 日

第2条（入会）

入会については以下の手続きによる。ただし、2026年7月15日以降に一般社団法人日本セーフティパドリング協会の指導者資格に関する単位を取得した者が、当該資格を用いて、地方公共団体等により事業運営の適格認定等を受けることができる自治体において事業活動を行う場合にあっては、本協会公認スクールの開設、もしくは本協会公認スクールへの所属を一般会員入会の必須要件とする。

- ① 種目ごとに、すべての単位を取得した日を起算日として、3ヶ月以内に「入会申込書」を事務局に提出
- ② 別に定める会費規程により、定める入会金および年会費の支払い
- ③ 教育普及委員会の審査
- ④ 審査結果の理事会承認

※入会申込書の提出先は検定会主管か事務局。会費の納入に関しては事務局から請求書の送付

※「入会申込書」（届出資料1）を使用

※単位を取得してから3ヶ月以内に入会申込書の提出がない場合は、取得単位を喪失する

第3条（指導活動）

一般会員が指導、ガイド等の活動を行う場合は、公認スクールに所属し、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

- ①. 保険加入の確認義務
 - 参加者が傷害保険に加入していること
 - 主催者が賠償責任保険に加入していること

※主催者が国、自治体等賠償責任保険に加入しない団体を除く

 - 賠償責任保険の保証保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上が望ましい
- ②. 運行規程の設置
 - 中止基準を含めた運行規程を、公認スクールと一般会員自身が共通認識すること
 - 運行規程は書類として作成すること

※別に定める「公認スクール関連ガイドライン」参照
- ③. 事故報告書の提出
 - 事故報告ガイドラインに定める事故が発生した場合は、1週間以内に報告書を提出するものとする

※別に定める事故報告ガイドライン参照
- ④. ログブックの保存
 - 活動後、その内容を記したログブックを保存しておくことが望ましい

※別に定める「公認スクール関連ガイドライン」参照
- ⑤. 一般会員が有する資格は個人資格であり、その資格を有し、主催者責任を負う事業をおこなうことはできない

⑥. 更新制度

一般会員は、更新講習として公認スクール代表者が代表者研修会で得た知見や技術のフィードバックを受けなければならない。

公認スクールに所属していない一般会員が公認スクールに所属を希望、もしくは新規公認スクールを設立する場合は、更新講習に準ずる講習を受講することとする。

受講にあたっては、前者は当該スクール代表者が、後者は推薦者が指導および管理を行うものとする。

第4条（権利）

一般会員は以下の権利を有する

- ① 第5項記載のとおり、公認スクール所属一般会員の指導活動における、JSPA 賠償保険の個人加入利用
- ② 公認スクールの登録
- ③ 公認スクール所属
- ④ 公認スクール所属一般会員は、代表者から更新講習受講。公認スクールを設立する一般会員は、推薦者による更新講習受講
- ⑤ 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ⑥ 協会の研修会、講習会などの主催事業への会員価格参加
- ⑦ マーク規程の利用
- ⑧ 公認スクールのアシスタント登録
- ⑨ その他、協会が認めた事項

第5条（資格の停止および喪失）

1. 年会費を指定期日までに納めていない者は、その資格を停止する
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
2. 3年間年会費の納入がなかった一般会員は、その資格を喪失する。

第6条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名されたものは、資格を失う

第7条（退会）

退会する者は、速やかに事務局へ通知し、退会届を提出すること。

第8条（移行措置）

2020年度の一般会員区分の変更に伴う移行資格は以下の通りとする。

旧 資格名称（～2019）	移行資格名称（2020～）
カヤックベーシックインストラクター／ガイド	ベーシクトインストラクター・ （シーカヤック、リバーカヤック、 シットオントップカヤック、 レクリエーションカヤック）
カヌーベーシックインストラクター／ガイド	ベーシックインストラクター・カヌー
SUP ベーシックインストラクター／ガイド	ベーシックインストラクター・SUP
カヤックインストラクター／ガイド 1	アドバンストインストラクター・ （シーカヤック、リバーカヤック、 シットオントップカヤック、 レクリエーションカヤック）
カヌーインストラクター／ガイド 1	アドバンストインストラクター・カヌー
SUP インストラクター／ガイド 1	アドバンストインストラクター・SUP
リバーカヤックインストラクター／ガイド 2	アドバンストリバーガイド
シーカヤックインストラクター／ガイド 2	アドバンストシーガイド
リバーカヌーインストラクター／ガイド 2	アドバンストリバーガイド

附則

1. この規程は、2017年 3月15日より施行する
2. この規程は、2018年 1月16日より施行する
3. この規程は、2018年11月18日より施行する
4. この規程は、2019年 1月23日より施行する
5. この規程は、2020年 4月 1日より施行する
6. この規程は、2022年 3月 9日より施行する
7. この規程は、2024年 4月 1日より施行する
8. この規程は、2026年 4月 1日より施行する
9. この規程は、2026年 7月15日より施行する

<準会員規程>

2017年 3月15日 制定

2022年 3月 9日 改正

2024年 2月28日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項③に基づき、入会した個人（以下、準会員という）を次のように定める。

第1条（資格）

準会員の資格は以下に定める。

- ①検定会において、規程の単位がすべて取得できず一部の課目のみ単位を取得し、協会が認めた者
- ②協会の公認スクールが自社の事業を行うため、アシスタント規程に基づいてアシスタント登録した者

第2条（入会）準会員の入会については、以下に定める。

- 1 単位を取得した日を起算日として、3ヶ月以内に「入会申込書」を提出し、会費を添えて入会手続きを行う
- 2 アシスタント登録を行った公認スクールは、公認スクール代表者が入会手続きを行う

※入会申込書・会費の納付先は、検定会主管、または事務局

※「入会申込書」(届出資料1)を使用

※3ヶ月以内に入会申込書の提出が無い場合は、取得単位を喪失する。

第3条（会費） 入会金、および年会費は、別に定める会費規程による

第4条（資格と単位の有効期間）

準会員の資格および有効期間については以下に定める。

① 資格

毎年4月1日より3月31日までの1年間とする

② 取得した単位

毎年4月1日より3月31日までを1年とする、3年間

① 処置

10月以降の検定会で単位を取得し、その年に新規会員となった者は、次年度の年会費を免除する。

- ④ 有効期間を過ぎた取得単位は消滅する。

第5条（更新） 準会員の更新については、以下の通り定める

- ① 更新案内の受取り
- ② 年会費の支払い

ただし、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする。

第6条（会員資格の変更）

会員が一般会員に資格変更する場合は、当該年度の年会費の差額を納入しなければならない。ただし、1月以降に資格変更した場合は、翌年度の会費から一般会員の金額とする。

（権利）

第7条（権利）

準会員は以下の権利を有する

- ① 第1条②の公認スクールアシスタント登録者の、JSPA 個人賠償責任保険の加入利用
- ② 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ③ 協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- ④ マーク規程の利用
- ⑤ 公認スクールのアシスタント登録
- ⑥ その他、協会が認めた事項

第8条（自己啓発）

準会員は、今後の公認指導者活動に備え、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるためにも、正会員規程第6項を熟読し、研修会の積極的な参加など、自己研鑽をおこなうこと。

第9条（資格の停止および喪失）

- 1 以下に該当する準会員は、その資格を停止する。
 - ① 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される。
 - ② 公認スクールのアシスタント登録を外れた者
- 2 3年以上年会費の入金が無い準会員は、その資格を喪失する。

第10条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

第 11 条(退会)

退会する者は、速やかに事務局へ通知すると共に退会届けを提出すること。

附則 この規程は、2017 年 3 月 15 日より施行する。

この規程は、2022 年 3 月 9 日より施行する。

この規程は、2024 年 2 月 28 日より施行する。第 4 条（資格と単位の有効期間）の期間変更に際し、2024 年度は資格有効期限を 2024 年 1 月 1 日より 2025 年 3 月 31 日とする。

＜賛助会員規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

2024年2月28日 改正

2026年3月31日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項④に基づきこれを定める。

第1条（資格）

賛助会員は、協会の目的、および趣旨に賛同し、これを援助する個人、または法人、団体で、協会が認めたものである。

第2条（入会）

賛助会員の入会については、以下による。

- ① 事務局あてに「入会申込書」ならびに「反社会的勢力排除に関する誓約書」を提出する
- ② 通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する。
※「入会申込書」(届出資料1)を使用

第3条（会費）

年会費は、別に定める会費規程による。

第4条（有効期間）

毎年4月1日より3月31日までの1年間とする。

第5条（更新）

賛助会員の更新については、以下に定める。

- ①更新案内の受取り
- ②年会費の支払い

ただし、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする。

第6条（権利）

賛助会員は、以下の権利を有する。

- ① 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ② 協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- ③ マーク規程の利用
- ④ その他、協会が認めた事項

第7条（資格の停止および喪失）

- 1 以下に該当する賛助会員はその資格を停止する。
 - ① 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される。
- 2 3年間会費の納入が無かった賛助会員は、その資格を喪失する。

第8条（資格の失効）

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う

第9条（退会）

退会する場合には、速やかに事務局へ通知すると共に退会届けを提出すること。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

この規程は、2024年2月28日より施行する。なお、第4条（有効期間）の期間変更に際し、2024年度は資格有効期限を2024年1月1日より2025年3月31日とする。

この規程は、2026年4月 1日より施行する。

＜会友規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

2024年2月28日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）
規程集定款施行細則第6条に基づきこれを定める。

第1条（資格）

会友は、正規の手続きを経て協会を退会した者で、協会の主旨に賛同協力する者である。

※一般会員資格の離脱：指導員としての活動はできない

第2条（入会）

会友の入会については、以下の通り定める。

- ① 事務局あてに「会友入会申込書」を提出する
- ② 通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する

※「会友入会申込書」（届出資料3）を使用

第3条（会費）

年会費は、別に定める会費規程による。

第4条（有効期間）

毎年4月1日より3月31日までの1年間とする。

第5条（更新）

更新については、以下の通り定める。

- ① 更新案内の受取り
- ② 年会費の支払い

ただし、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

第6条（権利）

会友は、以下の権利を有する。

- ① 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- ② 協会の研修会、講習会などの主催事業へのオブザーバー参加
- ③ マーク規程の利用
- ④ その他、協会が認めた事項

第7条（一般会員への復帰）

会友の一般会員へ復帰は、次に定める手続きを経て、協会退会前の資格で、協会へ再入会することができる。

- ① 事務局あてに「再入会申込書」を提出する
- ② 協会の指定する研修会に参加、参加証明書を添付する
- ③ 通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する
(ア) 「再入会申込書」(届出資料4)を使用

第8条（資格の停止および喪失）

1. 以下に該当する会友はその資格を停止する。
①年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
2. 3年間会費の納入が無かった会友は、その資格を喪失する。

第9条（資格の失効）

自ら会友を退会した者、または協会から会友資格の除名された者は、資格を失う。

第10条（離脱）

会友を離脱する場合には、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月9日より施行する。

この規程は、2024年2月28日より施行する。なお、第4条（有効期間）の期間変更に際し、2024 年は資格有効期限2024年1月1日より2025年3月31日とする。

<会費規程>

2017年 3月15日 制定
2018年 2月21日 改正
2020年 2月27日 改正
2021年 3月23日 改正
2022年 3月 9日 改正
2024年 2月28日 改定

この規程は、一般社団法人 日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第3章第7条1項に基づきこれを定める。

第1条（会費）

会費は、入会金と年会費に分け、継続申請時は当該事業年度の3月末日まで、新規入会者は入会資格を得てから2ヶ月以内に事務局へ納付する。

第2条（入会金）

入会金は、以下の通り定める。

- ①一般会員 5, 000円
- ②準会員 5, 000円

第3条（年会費）

年会費は、以下の通り定める。

- ① 正会員 年額 60, 000円
- ② 一般会員 年額 7, 000円
- ③ 準会員 年額 4, 000円
- ④ 賛助会員 年額 10, 000円（1口）
（個人1口以上、団体法人2口以上）
- ⑤ 会友 年額 4, 000円

第4条（納付の義務）

会員は、協会からの情報やサービス、会報誌等を取得した場合、会費の支払い義務が発生する。

第5条（支払い方法）

会費の支払方法は、以下に定める方法によるものとする。

- ① 口座振替により支払う
- ② 協会からの請求書、振込書をもとに支払う
- ③ 公認スクールを通して支払う

第6条（延納届）

期日までに会費の支払いが困難な会員は、支払期日の2週間前までに理事会に延納届を提出し、理事会の承認を得れば支払期日を2ヶ月間延期することができる。

第7条（年会費免除）

1月以降に入会した新規会員については、翌年度の年会費を免除する。

第8条（準会員からの変更）

準会員が一般会員に資格変更する場合は、当該年度の年会費の差額を納入しなければならない。ただし、1月以降に資格変更した場合は、翌年度の会費から一般会員の金額とする。

第9条（規程の改廃）

この規程を改正又は廃止する場合は、社員総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、2017年3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年2月21日より施行する。
- 3 この規程は、2020年4月 1日より施行する。
- 4 2021年度の継続申請提出正会員については、2020年度の年会費をコロナ対策費として20,000円減額し、2021年度の年会費請求より相当額を控除する。
- 5 この規程は、2021年3月23日より施行する。
- 6 この規程は、2022年3月 9日より施行する。
- 7 この規程は、2024年2月28日より施行する。

＜主催規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第1章第4条各号に基づいて行われる、協会の主催事業（以下、事業という）についてこれを定める。

第1条（目的）

協会は、定款第2章第3条に記載の目的を達成するため、主管より提案された事業を理事会が認めた場合、協会が主催者として事業を行う。

第2条（事業内容）

協会が主催する事業については、以下に定める。

- ① 指導者検定会
- ② 会員研修会
- ③ 検定員研修会
- ④ 公認スクール代表者研修会
- ⑤ その他、理事会が認めた事業

第3条（主管）

協会主催事業は、公認スクール、検定員、委員会が計画し、主管として管理監督指導する。

第4条（申請）

協会主催事業の申請については、以下に定める。

- ① 主管は、安全基準に記載された「主管事業申請書」を記載し、関連する委員又は委員会に提出する
- ② 提出を受けた委員は、内容を確認し、必要に応じて助言・修正を行い、担当理事を通じて理事会に諮り、審査をおこなう
- ③ 理事会は、承認の可否を主管に連絡し、手続きを終了する
※「主管事業申請書」（届出資料5）を使用

第5条（主管の義務）

協会は、主管に対し以下のことを義務付ける。

- ① 活動に際し、細心の安全配慮義務を図ること
- ② 計画書に記載した、安全基準の記載事項を厳守すること
- ③ 賠償責任保険、傷害保険の加入義務

- ④ 事故や問題等が生じた場合、その関わる費用を被ること
- ⑤ 協会が出席できない事業の現場監督責任義務
- ⑥事業報告

第6条（修了証）

主管は、事業の内容を考慮し、必要に応じ修了証を発行すること。

※「研修会修了証」（届出資料6）を使用

第7条（更新単位の報告）

主管は、一般会員規程第7条に定める更新単位にあたる事業を行った場合、一般会員の「更新単位報告書」を作成し、速やかに事務局へ提出すること。

※「更新単位報告書」（届出資料2）を使用

第8条（事故対処）

主管は、事業においての怪我、または死亡などの事故が生じた場合、速やかに事務局へ連絡し、理事会に諮る。理事会は必要な対処を行うものとする。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

＜後援規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

2025年 3月 6日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）に対し、協会以外他団体（以下、依頼主という）から後援事業（以下、事業という）の依頼を受けた場合についてこれを定める。

第1条（目的）

協会は、後援内容が、協会の目的（定款第2章第3条）と同様の趣旨で開催されると判断した場合、その事業の依頼を受付け、事業を通して協会の目的を達成する。

第2条（依頼主との約定）

協会は、依頼主に対し以下のことを求め、依頼主は承諾したうえで申請する。

- ① 活動に際し、細心の安全配慮義務を図ること
- ② 賠償責任保険、傷害保険の加入義務
 - ※ 国、自治体等賠償責任保険に加入しない団体を除く。
 - ※ ただし、アクティビティを伴わない会議やシンポジウム、学会発表、交流会などは保険の加入を求めない
- ③ 計画書に記載した、安全基準の記載事項を厳守すること
- ④ 事故や問題等が生じた場合、一切の費用を協会に請求しない
- ⑤ 協会は、全ての責任を放棄し、開催に関わる一切の責任は、依頼主が被ること
- ⑥ 協会が出席できない事業の現場監督責任義務

第3条（申請）

申請者は、「後援事業申込書」、計画書（安全基準の記載）を添えて、事務局へ提出する。

※「後援事業申込書」（届出資料7）を使用

第4条（認定）

理事会は、後援事業申込書、計画書を審議し、後援の可否を審議する。

第5条（報告）

申請者は、「後援事業報告書」を事業終了から10日以内に事務局へ提出すること。

※「後援事業報告書」（届出資料8）を使用

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。
この規程は、2022年3月 9日より施行する。
この規程は、2025年3月 6日より施行する。

＜検定会規程＞

2017年 3月15日	制定
2017年10月17日	改正
2020年 2月27日	改正
2022年 3月 9日	改正
2024年 3月 6日	改正
2025年 7月12日	改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項②に基づき、指導者検定会（以下、検定会という）を開催し、指導員の養成を目的にこれを定める。

第1条（実施）

検定会は、別に定める主催事業規程を基に、協会が主催し、公認スクールが主管となり、開催の実施にあたる。

ただし、別に定める「検定会開催ガイドライン」に沿わなければならない。

第2条（検定員）

- 1 ベーシック課程の検定会の検定はベーシック検定員がおこなう
- 2 アドバンスト課程の検定会の検定は、インストラクタートレーナーがおこなう。
- 3 ガイド課程（付帯資格）の検定会の検定は、ガイドトレーナーがおこなう。

第3条（受験申請）

検定会を受検する者は、以下の内容を把握し、受験申請を行う。

- ①検定を受験する年の4月1日現在、18歳以上の者
- ②「検定会受験申込書」を作成のうえ、受験料と共に主管に提出する
- ③アドバンスト課程知識課目は単位毎に受験することができる
- ④同一日程で複数の種目を受験することはできない。
- ⑤検定会前日以降の受験取消しは、受験料および費用の払戻しはしない。
- ⑥天候やフィールド状況により、スケジュールの変更または中止する場合がある。
- ⑦中止の場合、未消化分の受験料は払戻し、あるいは次回・次会場での検定会受験料へ振り替えることができる

※「検定会受験申込書」（届出資料9）を使用

第4条（検定基準）

検定内容、および検定基準は別に定める「検定課目ガイドライン」に沿って実施される。

受験者は、この「検定課目ガイドライン」を事務局またはインターネットなどを通じ、いつでも入手することができる。

第5条（受験者の入会）

- ① 規程の単位を取得した者は、指導員として「一般会員規程」により入会申請しなければならない
- ② 規程の単位が取得できず、一部の課目のみ単位を取得し保持する者は「準会員規程」により入会申請しなければならない
- ③ この手続きをしなかった者は、取得単位を失う

第6条（主管の手続き）

主管は、協会への入会手続きを説明し、「入会申込書」など事務手続きをおこない、事務局へ送付する。

※「入会申込書」（届出資料1）を使用

第7条（検定会の見学）

会員はいつでも検定会を見学することができる。ただし、次の事項に沿わなければならない。

- ① 見学する旨を主管へ事前に通知すること
- ② 検定の支障にならないよう、主管の指示に従うこと
- ③ 既取得資格の検定会の見学は、無償とする。ただし、見学する日数分の傷害保険の保険料相当額を主管もしくは協会に支払わなければならない
- ④ 取得していない資格の検定会知識課目の見学は、受験料と同額の費用を支払う
- ⑤ 取得していない資格の検定会技術課目の見学は、原則として陸上からのみとする
- ⑥ 動画撮影は禁止する

附則

1. この規程は、2017年 3月15日より施行する
2. この規程は、2017年10月17日より施行する
3. この規程は、2020年 4月 1日より施行する
4. この規程は、2022年 3月 9日より施行する
5. この規程は、2024年 4月 1日より施行する
6. この規程は、2025年 7月12日より施行する

＜検定員規程＞

2017年 3月15日 制定

2018年 1月16日 改正

2018年11月18日 改正

2019年11月28日 改正

2022年 3月 9日 改正

この規程は、日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第2章第4条②に基づき、協会の定める検定員について以下のように定める。

第1条（名称と担当）

1. 検定員の名称と種類、および担当できる課程は以下の通りとする。

		担当できる課程				
		ベーシック課程		アドバンスト課程		ガイド課程 (付帯資格)
検定員名称	種目	知識課目	技術課目	知識課目	技術課目	
ベーシック検定員	RK	◎	RK			
	SK	◎	SK			
	Rec-K	◎	Rec-K			
	SOT	◎	SOT			
	OC	◎	OC			
	SUP	◎	SUP			
インストラクター トレーナー (IT)	RK	◎	RK	◎	RK	
	SK	◎	SK	◎	SK	
	Rec-K	◎	Rec-K	◎	Rec-K	
	SOT	◎	SOT	◎	SOT	
	OC	◎	OC	◎	OC	
	SUP	◎	SUP	◎	SUP	
ガイドトレーナー (GT)	リバー	◎	該当種目	◎	該当種目	リバー課目
	シー	◎	該当種目	◎	該当種目	シー課目

- 【RK】 リバーカヤック
- 【SK】 シーカヤック
- 【Rec-K】 レクリエーショナルカヤック
- 【SOT】 シットオントップ
- 【OC】 オープンカヌー
- 【SUP】 スタンドアップパドルボード

2. 種目まで明記する検定員名称の記載は、【検定員名称・種目名】とする。

例：「ベーシック検定員・リバーカヤック」、「ガイドトレーナー・シー」

第2条（資格）

検定員は、以下の条件を満たし、別に定める「検定員ガイドライン」に沿って、協会の認定を得た者である。

- ① 公認スクール代表者又は所属スタッフであり、所属年数が3年以上経過している
- ② 協会年会費を定められた期日までに納入している（延納申請時を除く）
- ③ 指導者として、経験と知識が豊かである
- ④ 協会の該当資格の模範となる漕艇技術を取得している
- ⑤ 規範となり、指導者を育成する素質を兼ね備えている
- ⑥ 地域のパドルリングシーンの発展に寄与している

第3条（申請と認定）

検定員を希望する者は、別に定める「検定員ガイドライン」に沿って、申請し、認定審査を受け、理事会承認をもって、検定員として認定される。

第4条（任期）

1. 検定員の任期は、4月1日より3月31日までを1年間とする基準で下記の通りとする。

- ① ベーシック検定員 : 4年間
- ② インストラクター・トレーナー : 4年間
- ③ ガイドトレーナー : 2年間

2. 継続して検定員を希望する者も、任期毎に申請および認定が必要となる。

第5条（職務）

検定員の職務は、指導者検定を中心に下記のような指導者養成を担うものとし、別に定める「検定員ガイドライン」に沿って職務にあたる。

ベーシック検定員

初期段階の指導者育成

インストラクタートレーナー

静水技術を中心とした指導者育成

ガイドトレーナー

担当フィールドや専門的な目的を含めた、総合的な指導者育成

第6条（活動）

全ての検定員は、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

① 保険加入の確認義務

- ・ 参加者が傷害保険に加入していること
- ・ 主管が賠償責任保険に加入していること
- ・ 賠償責任保険の限度額は、対人1億円／1事故2億円以上が望ましい

② 主催事業規程の確認

第7条（資格の停止）

以下に定める。

① ①年会費を指定期日までに納めていない者

- ・ 速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される

② 検定会開催の申請や報告等も含めて、関連するガイドラインから著しく外れた内容での実施および不手際が指摘され、改善が見られなかった場合

- ・ 教育普及委員会が、該当検定員に釈明の機会を与えた上で、理事会が判断する

第8条（資格の失効）

以下に定める。

① 協会を退会した者、または協会を除名された者

② 公認スクールの所属を解除した者

附則

- 1 この規程は、2017年 3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年 1月16日より施行する。
- 3 この規程は、2018年11月18日より施行する。
- 4 この規程は、2020年 2月28日より施行する。
- 5 この規程は、2022年 3月 9日より施行する。

＜公認プログラム規程＞

2017年 3月15日 制定

2020年 2月27日 改正

2022年 3月 9日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第2章第4条に基づき、一般愛好者への技術認定、または安全講習等の共通プログラムを実施するためにこれを定める。

第1条（種類）

- 1 技術認定：パドリングテスト（P T）、マスターパドラー（M P）
- 2 安全講習：セーフティ&レスキュープログラム（S R P）
- 3 救命救急講習：JSPA—CPR 講習
- 4 その他、理事会が必要と認めたプログラム

第2条（内容）

プログラムの詳細内容は、別に定める「公認プログラム実施内容ガイドライン」に従う。なお、会員はこのガイドラインをいつでも入手できる。

第3条（実施）

共通プログラムは、別に定める「公認プログラム開催ガイドライン」に沿って、協会または公認スクールが主催できる。

附則

この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2020年2月27日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

＜アシスタント規程＞

2017年 3月15日 制定

2022年 3月 9日 改正

2024年 2月28日 改正

この規程は、一般社団法人 日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第2章第4条、および公認スクール規程に基づきこれを定める。

第1条（資格）

- 1 指導者を志す者で、アシスタント規程第3条に掲げるプログラムを終了した者は、公認スクールに所属のうえ、「公認スクール所属アシスタント」（以下、アシスタントという）として活動できる。
- 2 アシスタント活動を通し、現場での研修を積み重ね、指導者へのステップとする。

第2条（活動範囲）

- 1 公認スクールの運営するカヌー活動を理解した補助者とする。
- 2 公認スクール主催下の、公認スクール代表者の下で活動すること。

第3条（アシスタントに要求されるプログラム）

アシスタントは、以下のプログラムを受講又は認定を受ける。

- ①パドリングテスト・パドル3の認定
- ②セーフティ&レスキュープログラムの受講終了
- ③心肺蘇生法の普及員、または普通救命講習以上の継続受講

第4条（登録）

アシスタント登録は、以下により行う。

- ①準会員または一般会員の入会手続きをすること
- ②アシスタント活動する者は、公認スクールに所属すること
- ③公認スクール代表者が申請を行うこと

第5条（活動の停止）

次の各項に該当する者は、アシスタント活動を停止しなければならない。

- ①公認スクールを離籍した者
- ②会員資格を停止された者
- ③会友になった者
- ④会費を滞納した者
- ⑤理事会が不適格と認めた者

第6条（登録の変更抹消）

登録事項の変更、または抹消が生ずる場合、公認スクール代表者は、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

この規程は、2024年2月28日より施行する。

＜報酬および旅費規程＞

2017年 3月15日	制定
2019年 3月 6日	改正
2022年 3月 9日	改正
2024年 2月28日	改定
2025年 2月19日	改定

この規程は、一般社団法人 日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）定款第5章第28条に基づきこれを定める。

第1条（範囲）

- 1 協会は、役員および委員、業務を依頼した会員等に第1号表に定める金額を上限として、担当理事および業務執行理事が承認する報酬を支払うことができる。
- 2 旅費は、会議（理事会、およびそれに準ずる会議）、委員会活動、渉外活動、協会事業に出席を必要とする役員等に支払われる出張料費とする。
- 3 予算に基づく報酬および交通費は、請求者が担当理事（請求者が理事の場合は業務執行理事）の確認を受けて事務局へ請求する。
- 4 予算によらない支出に関しては、担当理事が理事会に諮り、承認されることを必要とする。

第2条（運用方法）

- 1 旅費は、概算額を前渡しすることができる。
- 2 旅費は、交通費、宿泊費に分ける。
- 3 交通費は原則として最も効率の良い手段によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする。
- 4 旅費および日当は、年間事業予定の予算に基づき支給する。
- 5 旅費および日当は、第1号表に基づき支給することができる。
- 6 本規程の運用に関しては、事務局をその所轄部と定める。
- 7 本規程に該当しないものは、社員総会において定める。

第3条（改正）

この規程を改正する場合は、社員総会での承認を必要とする。

第 1 号表

業務内容	報酬（日額上限）	交通費	宿泊費	昼食代※
会議等への出席	15,000 円	実費	実費	実費 ※昼食時間 を挟む会議、 検定会の食 事代。
協会業務	30,000 円			
休日の協会業務	50,000 円			
検定員アドバンス ト課程/ベーシック課 程（協会主導）	20,000 円			
検定員ガイド課程	30,000 円			
検定会チーフ検定員 担当手当	5,000 円			
検定会主管（協会主 導）	15,000 円 検定員兼務の場 合は検定員代＋ 5,000 円			
監事	10,000 円 ※年額			
渉外業務	15,000 円			
会員事故対応	15,000 円			

附則 この規程は、2017年 3月15日より施行する。
この規程は、2019年 3月 6日より施行する。
この規程は、2022年 3月 9日より施行する。
この規程は、2024年 2月28日より施行する。
この規程は、2025年 2月19日より施行する。

＜マーク規程＞

2017年 3月 15日 制定
2018年 1月 16日 改正
2019年 1月 23日 改正
2020年 2月 27日 改正
2022年 3月 9日 改正
2024年 6月 14日 改正

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドルリング協会（以下、協会という）に 所属する会員が、媒体、印刷物、インターネット、または表示に関わるすべてのもの に 対し、表示、呼称、およびマーク（ロゴ・アイコン等）を使用する場合について定 める。

なお、この規程の運用に関しては、理事会をその所轄と定める。

第1条（表示と呼称）

1. 協会の表示およびその呼称は、以下に記すものを使用できる。

- ① 一般社団法人 日本セーフティパドルリング協会
- ② （一社）日本セーフティパドルリング協会
- ③ JSPA（呼称「ジェイ・エス・ピー・エイ」）
- ④ JAPAN SAFE PADDLING ASSOCIATION

2. 会員資格の表示および呼称は、以下に記すものを使用できる。

- ① 会員、正会員、一般会員、準会員、賛助会員、会友
- ② インストラクタートレーナー(IT)、ガイドトレーナー(GT)、検定員、ベーシ ック検定員、MP 検定員 ※接尾語に対応種目（艇種）を付加できる 例：イ ンストラクタートレーナー・リバーカヤック
- ③ 公認（カヤック、シーカヤック、リバーカヤック、カヌー、SUP、シットオ ン トップカヤック、レクリエーションカヤック）スクール
- ④ 公認スクール代表者、公認カヌースクール代表者
※A, B の公認スクール種別を組み合わせで接頭表示すること。対応艇種の記 載 は任意とする。 例：A 公認スクール、B 公認 SUP をスクール、A 公認 シーカヤックスクール
- ⑤ 指導員
- ⑥ ベーシックインストラクター ※接頭語に取得種目（艇種）を付加できる
- ⑦ アドバンストインストラクター ※接頭語に取得種目（艇種）を付加できる
- ⑧ アドバンストリバーガイド、アドバンストシーガイド

第2条（マーク）

協会指定のロゴデザインマークおよびアイコン（データを含む）を使用すること。

第3条（利用の範囲）

本規程第1項に定める、表示と呼称の使用範囲ならびにマークの利用を、次のように定める。

- ① すべての会員は、第1条1項および第1条2項①の本人該当名称
- ② 公認スクールおよび、公認スクール代表者、公認スクール所属スタッフは、第1条2項の所有資格該当項目および第2条のロゴ・アイコン
- ③ 公認スクールはマークを使用して商品を作成することは構わない。ただし、デザインを変更することは禁止する。また、公認スクールを退会した場合にはその商品は速やかに処分すること
- ④ 会員以外の使用に際しては、本規程第4条に定める

第4条（会員以外の利用）

会員以外の協会指定のロゴデザインマークおよびアイコン（データ含む）の利用について、以下に定める場合は、商用利用を含めて、ロゴデザインマークおよびアイコン（データ含む）の利用を認める。

- ① 協会の後援事業および共催事業での利用
- ② 各種媒体での正会員および協会の紹介時の利用
- ③ 協会が参加するイベント等における当該イベントの広報媒体での利用

第5条（商用利用）

第4条に定めのない、ロゴデザインマーク（データ）およびアイコンの商用利用については、協会の目的達成に資すると判断される場合は、利用条件を定めた覚書等の作成および理事会の承認を持って商用利用を認める。

附則

- 1 この規程は、2017年3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年1月16日より施行する。
- 3 この規程は、2019年1月23日より施行する。
- 4 この規程は、2020年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、2022年3月9日より施行する。
- 6 この規程は、2024年6月14日より施行する。

＜弔慰見舞金規程＞

2023年2月28日 制定

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）公認スクール代表者やその所属スタッフおよび歴代代表理事、協会顧問が死亡・行方不明および重症を負った際の弔慰金ならびに見舞金に関する事柄について定める。

第2条（適用範囲）

この規程の適用範囲は、会費規程に定める会費を納付済みの公認スクール代表者ならびに協会に提出している書類に記載されている所属スタッフ（以下、所属スタッフ）、協会の顧問や歴代の代表理事とする。

第3条（種類）

弔慰見舞金の種類は、次のとおりとする

- （1） 弔慰金
- （2） 傷病見舞金（協会業務中）

協会業務とは次に示す

- 協会主導の検定会
- 協会主催イベント
- 理事会や委員会活動
- 協会の渉外業務
- その他理事会が協会業務と認めたとき

第4条（届出）

本規程の定めるところにより弔慰見舞金を受けようとするときは、本人、ならびにその家族、近隣の正会員から事務局もしくは代表理事へその旨を連絡しなければならない。

第5条（給付金の返還）

虚偽の連絡により本規程に定める弔慰見舞金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

第6条（弔慰見舞金の変更）

理事会は、社会通念上相当の理由がある場合には、本規程に定める弔慰見舞金額を三役および過半数の理事の同意により、一時的に変更することができる。ただし、変更後に開催される社員総会での報告を行うものとする。

第2章 弔 慰 金

第7条（弔慰金）

公認スクール代表者ならびにその所属スタッフが死亡した場合は、遺族に対して次により弔慰金を支給する

公認スクール代表者	60,000円
所属スタッフ	30,000円
顧問・歴代代業理事	30,000円

ただし、所属スタッフに関しては、協会業務中での死亡事故に限る

第8条（供花等の扱い）

葬儀ならびに告別式への協会代表者参列および供花料等については、死亡原因の状況、協会への功績等を勘案し、その都度理事会にて審議し決定する。

第3章 見 舞 金

第9条（傷病見舞金）

協会業務中の怪我により、1ヶ月以上の入院ならびに静養を要する場合は、次により見舞金を支給する。

30,000円

第4章 予 算 措 置

第10条（予算）

本規程に定める弔慰見舞金については、事故対策費より充当するものとする。

第5章 改 廃

第11条（傷病見舞金）

この規程の改廃は、理事会および社員総会での承認を必要とする。

附則 この規程は、2024年4月1日より施行する。

＜基金取扱規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

第1条（総則）

一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下「協会」という）基金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条（使用目的）

- 1 協会基金は、協会の事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。
- 2 前項に基づく基金の全部または一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、社員総会の承認を得て行うものとする。

第3条（基金の募集および拠出者の権利）

- 1 協会は、基金を引き受ける者を募集することができる。
- 2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。
- 3 協会は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する 金銭を返還しなければならない。ただし、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額 を超えて返還しない。
- 4 基金の返還に係る債権には利息は付さない。
- 5 基金の拠出者は、定款第58条による解散のときまでその返還を請求することができない。

第4条（基金の返還手続）

基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金銭を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第5条（報告）

予算に基づき支出された基金の使用実績および基金の財務状況については、収支決算に基づいて、社員総会へ報告し、社員総会の承認を得るものとする。

第6条（規程の変更）

この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則 この規程は、2017年 3月15日より施行する。
この規程は、2022年 3月 9日より施行する。

＜事務局規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）の事務処理の基準を定め、事務局に於ける事務の適正な運営を図ることを目的とする

第2条（構成）

1. 協会の事務を処理するため事務局を置く
2. 事務局には、事務局長および必要に応じて所要の職員を置く。
3. 職員の任免は代表理事が行い、理事会に報告する。ただし、事務局長の任免は、理事会の決議により行う。
4. 事務局員の職務は、業務執行理事が指定する。
5. 事務局員は、業務執行理事の命令を受けて事務に従事する。

第3条（文書による処理）

事務は、文書により処理をする。文書には、電磁的に記録される文書を含む。

第4条（事務の決裁）

事務は、担当者が文書又は電磁的記録文書によって立案し、事務局長を経て業務担当理事の決裁を受けて実行する。

第5条（専決事項）

事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- ① 協会の定款・規程・ガイドラインに基づく事務局運営に関すること。
- ② 消耗品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- ③ 物品および現金の出納に関すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

第6条（緊急を要する事務の決裁）

緊急を要する事務で、重要で無い事務は、事務局長が決裁できる。ただし事後速やかに代表理事の承認を得るよう努める。

第7条（代理決裁）

急を要する決裁が必要で、代表理事の決裁が得られないときは副代表理事および業務執行理事又は代表理事が指名した理事が代理決裁できる。

（文書の保管期限）

第8条（文書の保管期限）

文書の保存期間と保存類目は次による

永久保存

- ①定款、設立許可書および定款の変更の許可書
- ②登記に関する書類
- ③予算および決算に関する書類
- ④財産に関する書類
- ⑤契約に関する書類

10年保存

- ①理事会議事録
- ②会計帳簿
- ③社員総会に関する書類、議事録
- ⑤証明に関する書類
- ⑥会員に関する書類および名簿

5年保存

- ①業務に関する書類
- ②文書收受、発送に関する書類
- ③その他の書類

第9条（経理）

協会の資産および会計処理に関しては、別に定める会計処理規程による。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

＜事故対応規程＞

2017年3月15日 制定

2022年3月 9日 改正

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下、協会という）会員が関係するパドルスポーツに伴う事故が発生した場合の、協会の対応について事前に定め、会員の事故対応を補完する態勢を明示するものである。

第2条（運営）

1. 正会員である公認スクールにおいて、死亡又は行方不明、重篤な傷病者を生じた事故が発生した場合、協会は別に定める事故対策本部を立ち上げる。
2. 事故対策本部の本部長は、代表理事が務め、協会顧問弁護士の助言を受け、事故対応の直接指揮に当たる。
3. 第2条1項に定める事故が発生した場合、協会は事故対応に必要な支援要員の派遣、現地必要経費の事故対策費からの一時立て替え支出を行うことができる。この場合の支援要員は、事故対策本部長が指名する。
4. 支援要員の派遣に関わる費用は、協会が負担し、支援先正会員への負担は求めない。
5. 協会が立て替える事故対応経費は、事故当事者および当事者家族の移動、滞在、輸送、捜索、治療又は葬儀等事故対応時に早急に必要な経費および弁護士に関わる費用とする。
6. 協会が立て替えた費用は、事故収束後、当該正会員が返還義務を負う。
7. 立替費用の返還に当たって、利息は生じない。
8. 支援要員には、報酬・旅費規程に定める旅費および報酬を支給する。

第3条（施行細則）

本規程を施行するための細則は、別に定める協会事故対応マニュアルに定める。

第4条（改廃）

この規程の改廃は、社員総会の承認を必要とする。

附則 この規程は、2017年3月15日より施行する。

この規程は、2022年3月 9日より施行する。

＜会計処理規程＞

2017年 3月15日 制定

2018年 1月16日 改正

2022年 3月 9日 改正

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 (目的)

- 1 この規程は、一般社団法人日本セーフティパドリング協会（以下「協会」という。）の定款47条の規程に基づき、収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。
- 2 この規程に定める以外の事項は、定款または法令に定めるところによるものとする。

第 2 条 (適用範囲)

この規程は、協会の会計業務のすべてについて適用する。

第 3 条 (会計の原則)

協会の会計は法令、定款およびこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

第 4 条 (会計区分)

- 1 協会の収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに区分して表示するものとする。
- 2 収益事業等のうち、「収益事業」と「その他の事業（共益事業を含む）」を区分し、次に必要に応じ事業の内容等により区分するものとする。

第 5 条 (会計年度)

協会の会計年度は、定款に定めのある事業年度にしたがい、毎年1月1日より12月31日とする。

第2章 勘定および帳簿

第 6 条 (勘定科目)

協会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

第 7 条 (帳簿など)

- 1 会計帳簿は次のとおりとする。

①主要簿

- ・仕訳帳（または会計伝票）
- ・総勘定元帳

② 補助簿

- ・現金出納帳
- ・預金出納帳
- ・収支予算の管理に必要な帳簿
- ・固定資産台帳
- ・基本財産台帳
- ・特定資産台帳
- ・会費台帳

2 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

3 会計帳簿の作成は、クラウド型の会計ソフトで行うこととし、口座データの取り込みは原則として自動で行うこととする。

第 8 条（会計責任者）

会計責任者は事務局長とする。

第 9 条（帳簿書類の保存）

1 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①財務諸表 | 10年 |
| (貸借対照表、正味財産増減計算書) | |
| ②会計帳簿 | 10年 |
| ③収支予算書、収支計算書 | 10年 |
| ④会計伝票、証拠書類 | 10年 |

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予 算

第10条(目的)

予算は、事業計画に基づいて、資金との調整を図って作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

第11条(予算の作成)

協会の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類は、代表理事が毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て社員総会に諮るものとする。

第12条(予算の執行)

予算の執行に当たっては、代表理事の委任を受けて会計責任者が行うものとする。

第13条(事故対策費および予備費の計上)

会員の事故発生時、事故対応規程に基づく対応のため、事故対策費を計上する。また、その他の不測の事態に対応するため、予備費を計上することができる。

第14条(予算の流用)

予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の承認を得るものとする。

第15条(予備費の使用)

予備費を支出する必要があるときは、代表理事の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

第16条(予算の補正)

予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

第17条(金銭の範囲)

- 1 この規程において、金銭とは、現金および預貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形および有価証券は金銭に準じて扱う。

第18条(出納責任者)

- 1 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。
- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。ただし、事務局員が配置されていない場合は、会計責任者が兼務する。

第19条(金銭の出納)

- 1 領収書は出納責任者が会計ソフトにより発行することとする。
- 2 支払は、原則として銀行振込又はクレジットカードによることとする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

第20条（預金および公印管理）

- 1 預金の名義人は、日本セーフティパドリング協会とする。
- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が指名する出納管理者保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、代表理事の承認を受けなければならない。

第21条（手元現金）

原則として、手元現金は用いない。

第22条（残高照合）

- 1 出納責任者は、出納の生じた日に出納簿の残高と照合しなければならない。
- 2 預貯金については、年度末のほか、必要に応じ残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。出納責任者を会計責任者が兼務している場合は、業務執行理事に報告、その指示を受けるものとする。

第5章 固 定 資 産

第23条（定義）

固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の固定資産をいう。

第24条（取得価格）

固定資産の取得価額は、次による。

- ①購入に係るものは、その購入価額およびその付帯費用
- ②建設に係るものは、その建設に要した費用
- ③交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- ④贈与によるものは、そのときの適正な評価額

第25条（固定資産の管理）

固定資産は、台帳を備え、その保全状況および異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない

第26条（登記および付保）

不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 物 品

第27条（定義）

物品とは、取得価額10万円未満の有形固定資産をいう。

第28条（物品の管理）

物品の管理のための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決 算

第29条（計算書類の作成）

本会は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査および総会の承認を得て、事業報告書その他法令で定める書類とともに、必要に応じて行政庁に報告しなければならない。

第8章 雑 則

第30条（改廃）

この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、2017年3月15日より施行する。
- 2 この規程は、2018年1月16日より施行する。
- 3 この規程は、2022年3月9日より施行する。

一般社団法人
日本セーフティパドリング協会事務局